

# 令和6年度 事業計画

令和6年4月1日～令和7年3月31日

京都市の外郭団体として平成4年11月に設立された当協会は、平成25年4月に公益認定を受け、「公益財団法人京都市森林文化協会」として11年目を迎えます。設立以来、社会情勢の変化の中、定款に定める「森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林の保全及び整備を行うとともに、自然と調和した森林文化の継承及び発展を図り、農林業を生かした地域の振興に寄与すること」を目的として様々な取組を進め、令和2年度には、基本財産の京都市の出捐割合を25%未満とし、非外郭団体化を行い経営の自立化を図ったところです。

また、当協会が従来より管理運営を担ってきた「山村都市交流の森センターエリア」については、施設の老朽化や新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が低迷したため、運営方法を抜本的に見直し、令和5年度からは株式会社花背山の家協会（以下山の家協会）と連携して交流の森センターエリアの新たな活用に取り組んでおります。

森づくり事業の拡大と収益事業及び交流の森管理事業の縮小に伴い、令和5年5月より左京区下鴨に北大路支所を開設し、業務に取り組んでおります。

公益事業につきましては、森林経営管理法の施行により、京都市内でも荒廃が進む森林の適切な管理に向け取り組みが進められており、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるための森林の保全・整備を使命とする当協会においても、今後増加が見込まれる森林管理事業に向け、放置された森林の集積計画の立案など更なる業務の拡充に取り組んでまいります。併せて今まで培ってきた広葉樹による森づくりの技術を活かし、育成複層林や天然林施業等にも取り組んでまいります。山村都市交流の森等管理事業についても、利用者の安全安心に向け、森林エリアの維持管理を行ってまいります。センターエリアについては運営事業者である山の家協会と連携して業務に取り組み、今まで以上に山村都市交流の森センターエリアが地域活性化の拠点施設として機能するよう努めてまいります。

一方、収益事業につきましては保有施設の貸出及び維持管理が主な業務となっております。施設の運営を行っている山の家協会が効果的に事業を実施できるよう連携を図り、必要な費用を徴収するとともに適切な施設の維持管理に努めてまいります。

## I 公益目的事業

### 1. 森づくり事業

#### ① 森林の保全・整備

京都市内の森林において、森林の持つ公益的機能の発揮を目指した森林の保全・整備を実施するとともに、景観や防災に配慮した森づくりのための技術者育成に取り組んで参ります。また、令和3年度から新たに取り組んでいる森林経営管理に係る業務についても、放置された森林の所有者の意向調査、経営管理権集積計画の立案など業務拡充を目指します。

・役職員が取得した森林総合監理士や林政アドバイザーなど各種資格を活用した森林管理に係る業務の拡充、円滑な実施

・「京都三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づく、森林の風致景観を守り、防災面

にも優れた効果を発揮する森づくり（森林整備）の実施

- ・ 荒廃した森林において、自然配植技術を用いた新しい森づくりを実施することの出来る森林技術者の育成を目的とした研修会の開催
- ・ 自然配植技術と「京の苗木」を活用した市民参加型の森林保全行事の実施
- ・ 市民生活に影響を及ぼす危険木、支障木の伐採
- ・ 各種団体、寺社、企業等が行う森づくり活動の支援、指導
- ・ 森林整備による伐採木を活用した炭、薪等の生産及びそれら林産物の有効活用

## ② 「京の苗木」の育成

育成複層林施業や天然林施業に不可欠な広葉樹の地域性苗木「京の苗木」の生産と供給体制の整備を進めます。

- ・ 地域性苗木「京の苗木」の生産のため、京都周辺山地の自生木からの種子採取及び京の苗木生産協議会会員への提供、情報の管理
- ・ 地域性苗木「京の苗木」の育成と普及・啓発による利用の促進
- ・ 京の苗木生産協議会会員の拡大

## ③ 「京都伝統文化の森」事業の推進

京都伝統文化の森推進協議会の事務局を補助し、「三山の景観保全・再生」活動についてセミナー等を開催し普及・啓発につとめるとともに市民参加による景観対策を進めます。

- ・ 市民参加による三山の森づくりイベントの開催
- ・ 森林文化を啓発する公開セミナーの開催
- ・ 本活動を広く周知するためのホームページの管理

## ④ 森の工房「もくじゅ」の運営

多くの市民に木材の良さや木工に対する興味を高めるとともに、木材需要の促進を図り、木の文化の普及啓発を行います。

- ・ 地域産材を活用した木工品の製作、販売、展示等
- ・ 木工に係る助言、指導等
- ・ 木工材料の販売等

## 2. 交流の森運営事業

### ① 「山村都市交流の森」の管理運営

1千ヘクタールを越える広大な森林公園「山村都市交流の森」について、センターエリア各施設を活用する山の家協会との連携により、利用者にトレッキング、森林浴等、安全で快適な森林レクリエーションの場を広く提供します。

- ・遊歩道（約40km）等の点検・整備
- ・案内板等の設置・保全
- ・一般来園者への対面による情報の提供
- ・森林所有者との協同による人工林等の整備（間伐、枝打ち等）

### ② イベントの開催

自然に寄り添い、森林に親しみ、森林文化や山村文化に触れる機会を提供するとともに、農山村地域との交流促進のために、様々なイベントを実施します。山村都市交流の森においてはセンターエリアを活用する山の家協会等との連携により、森林エリアを活用したイベントを実施します。また、山村都市交流の森以外の場でも山歩きなど野外イベントを実施します。

更に、山の家協会が山村都市交流の森エリアで開催するイベントはもちろん、団体等からの要望に応じて、外部団体が山村都市交流の森以外で実施されるイベントで趣旨が合致するものについては積極的に参加します。

### ③ 久多市有林の保全

久多市有林は八丁平・峰床山など貴重な動植物の生息地を含み、八丁平周辺が京都丹波高原国定公園の第1種特別地域に指定され、登山者の人気も高い場所です。

京都市及び関係機関と連携して、入山者の安全の確保と動植物の保護・保全のための事業を適切に行います。

- ・林内の巡視・入山者の安全誘導及び案内
- ・遊歩道等の点検・整備
- ・案内標識の設置・保全
- ・希少植物の保護（防鹿柵等の保守管理・有害獣の捕獲）
- ・京都大学、京都府立大学など久多市有林内で調査研究を行う各機関への協力

#### ④体験農園の運営

山村都市交流の森に隣接した市民農園「タンポポの里」を活用し、市民に土と触れ合う機会を提供し、山村都市交流の森利用者の拡大を図ります。

### 3. 森林体験支援事業

保育園・幼稚園・小学校等の団体が「山村都市交流の森」で行う森林体験及び森林環境教育活動に必要な情報・資材・施設を提供するとともに、体験活動が安全に有意義に実施できるようサポートするとともに、木に触れ、木と共に育つ「木育」活動にも積極的に取り組みます。

また、要望により「山村都市交流の森」外にも森林体験活動や木育活動のために職員及び資機材を派遣します。

- ・ 林業体験等の受け入れ（間伐・薪割り・炭焼き等）
- ・ 少年補導委員会など青少年育成団体などからの要望に応じた専門職員の派遣
- ・ 京都御苑など京都市内各所での木育イベントの実施
- ・ 木のおもちゃ等資材の貸出（木育おもちゃワゴン）

## II 収益事業等

令和5年4月から山村都市交流の森センターエリア内にある翠峰荘や案内休憩所などの当協会保有施設を活用し、山の家協会が施設運営を行っています。当協会は保有施設の維持管理に必要な費用を山の家協会から徴収し適切な管理に努めるとともに、地域活性化の拠点施設として機能するよう施設運営などについて山の家協会と連携し、山村都市交流の森センターエリア及び地域の活性化を図ります。

## III 法人運営

法令等により定められた公益認定基準やガバナンス等に適合した法人運営に努めます。

- ・ 理事会・評議員会の開催
- ・ 定期報告書類の提出・開示
- ・ 経営会議等による組織運営の充実
- ・ コンプライアンスの徹底